

川内博史議員の指定による条件に基づき試算した、いくつかのパターンの世帯における、給付と負担の変化(年額)[川内試算]  
【2011年4月における水準と2016年4月における水準との差】

(注)川内議員が指定した世帯類型の具体例に当てはめて、2011年4月時点での水準と2016年4月時点での水準との差を、川内議員指定の前提に基づいて試算したもの。

世帯形態	現役世帯1 夫年収300万サラリーマン(協会けんぽ、40歳以上) 妻専業主婦、小学生の子ども2人	現役世帯2 夫年収500万サラリーマン(協会けんぽ、40歳以上) 妻専業主婦、小学生の子ども2人	現役世帯3(共働き世帯) 夫年収300万サラリーマン(協会けんぽ、40歳以上) 妻年収200万円サラリーマン(協会けんぽ、40歳以上) 小学生の子ども2人	現役世帯4 男性単身世帯 年収300万サラリーマン(協会けんぽ、40歳未満)	高齢者世帯1 夫妻共に75歳以上 年収240万円(すべて公的年金)	高齢者世帯2 75歳以上女性単身 年収180万円(すべて公的年金)
税 保 険 料	厚生年金保険料(注1) 年額2.8万円程度の負担増	年額4.4万円程度の負担増	年額4.6万円程度の負担増	年額2.8万円程度の負担増	—	—
	医療保険料 年額2.0万円程度の負担増(注2)	年額3.3万円程度の負担増(注2)	年額3.3万円程度の負担増(注2)	年額2.0万円程度の負担増(注2)	年額0.14万円程度の負担増(注3)	年額0.04万円程度の負担増(注4)
	介護保険料 年額0.5万円程度の負担増(注5)	年額0.8万円程度の負担増(注5)	年額0.8万円程度の負担増(注5)	— (注6)	年間2.3万円程度の負担増 ~0.3万円程度の負担減 (注7)	年間0.9万円程度の負担増 ~0.4万円程度の負担減 (注8)
	住民税 年少扶養控除の廃止 年額6.6万円程度の負担増(注9)	年額6.6万円程度の負担増(注9)	年額6.6万円程度の負担増(注9)	—	—	—
	消費税 年額8.2万円程度の負担増(注10)	年額11.5万円程度の負担増(注10)	年額11.2万円程度の負担増(注10)	年額6.2万円程度の負担増(注10)	年額7.4万円程度の負担増(注10)	年額5.5万円程度の負担増(注10)
その 他	子ども手当／児童手当 年額7.2万円程度の給付減(注11)	年額7.2万円程度の給付減(注11)	年額7.2万円程度の給付減(注11)	—	—	—
	医療・介護給付 急性期入院治療の強化や在宅医療・介護サービスの強化等により、どこに住んでいてもその人にとって適切な医療・介護サービスを提供					
	年金給付 年金生活者支援給付金				特例水準の解消(2.5%分)による給付減がある一方で、消費税率の引き上げに伴う物価上昇による給付増(マクロ経済スライドの発動により一定程度調整される)が予想されるが、具体的な変動額は物価・賃金の動向によるため、現時点では不明。	
	合計 年額27.3万円程度の負担増	年額33.8万円程度の負担増	年額33.7万円程度の負担増	年額11.0万円程度の負担増	年額3.8万円～1.2万円程度の負担増	年額0.4万円程度の負担増 ~0.9万円程度の負担減

(注1)厚生年金保険料は、法定された各年の保険料率(労使合計)から換算したもの(本人負担分のみ)。保険料率は、2011年4月:16.058%、2016年4月:17.828%。

(注2)(2016年度改革後保険料率10.8%－2011年度保険料率9.5%)×世帯年収÷2。ただし2016年度の保険料率は2015年度と同じとした。

(注3)2011年度の高齢者世帯(夫160万円、妻80万円)の保険料は全国平均の均等割額、所得割率を用いて算定すると月額1,300円程度(保険料軽減後)。

したがって、影響額は下記計算式のとおり。ただし2016年度の保険料率は2015年度と同じとし、賃金換算値を用いた。

(5,800円(2016年度・改革後・月額)－5,300円(2011年度・月額))×(1,300円(2011年度のこの世帯・月額)÷5,300円(2011年度平均・月額))×12ヶ月／年

(注4)2011年度の高齢者世帯(女性単身180万円(老齢年金80万円、遺族年金100万円))の保険料は全国平均の均等割額、所得割率を用いて算定すると月額300円程度(保険料軽減後)。

したがって、影響額は下記計算式のとおり。ただし2016年度の保険料率は2015年度と同じとし、賃金換算値を用いた。

(5,800円(2016年度・改革後・月額)－5,300円(2011年度・月額))×(300円(2011年度のこの世帯・月額)÷5,300円(2011年度平均・月額))×12ヶ月／年

(注5)(2016年度改革後保険料率1.8%程度－2011保険料率1.5%)×世帯収入÷2。ただし2016年度の保険料率は2015年度と同じとした。

(注6)介護保険料は40歳から設定されている。

(注7)妻の年収80万円は120万円控除後の所得金額が0、夫の年収160万円は120万円控除後の所得金額が40万しかない。一番低い課税の基準が $28 \times 2 + 16.8 = 72.8$ 万円

であるため世帯員全員住民税非課税。介護保険の区分に用いる収入80万円を妻は超えず夫は超えているため、妻は第2段階(保険料1／2)夫は第3段階(保険料3／4)となる。

(2016年度改革後保険料5700円/月程度－2011年度保険料4160円/月程度)×(1/2 + 3/4)×12月／年=2.3万円／年

ただし2016年度の保険料率は2015年度と同じとし、賃金換算値を用いた。

さらに低所得者に対する介護1号保険料負担軽減があるが、現在検討中のため機械的に試算(最大1,300億円÷介護1号被保険者(第1～3段階)約1,000万人=1.3万円の2人分)。

軽減額を機械的に最少0～最大2.6万円まで幅広く仮定した。実施時期は消費税率引上げ時であるが、具体的には未定。

(注8)年収180万円のうち遺族年金を除く80万円は120万円控除後の所得金額が0であるため世帯員全員住民税非課税。介護保険の区分に用いる収入80万円も超えず第2段階(保険料1／2)となる。

(2016年度改革後保険料5700円/月程度－2011年度保険料4160円/月程度)×(1/2)×12月／年=0.9万円／年

ただし2016年度の保険料率は2015年度と同じとし、賃金換算値を用いた。

さらに低所得者に対する介護1号保険料負担軽減があるが、現在検討中のため機械的に試算(最大1,300億円÷介護1号被保険者(第1～3段階)約1,000万人=1.3万円)。

軽減額を機械的に最少0～最大1.3万円まで幅広く仮定した。実施時期は消費税率引上げ時であるが、具体的には未定。

(注9)小学生1人あたりの影響額は、標準税率を採用している地方団体においては、33万円(個人住民税の年少扶養控除の控除額)×10%(個人住民税所得割の標準税率)となる。

なお、所得税及び住民税の年少扶養控除の廃止(所得税は2011年から、住民税は2012年度からは)、民主党マニフェストに沿って、「控除から手当へ」等の考え方に基づき、子ども手当(現在の児童手当)の創設(2010年度)と併せて実施したものであり、控除廃止に伴う財源は、最終的には、2009年度までと比べ増額した児童手当の財源に充てられている。

(注10)現役世帯1及び2に関する消費税については、平成21年全国消費実態調査における二人以上勤労者世帯のうち、夫婦と未婚の子供のみの世帯で世帯主のみが有業者の世帯に関する子供の数、年間収入階級別1世帯当たり支出額に基づき推計。

現役世帯3に関する消費税については、二人以上勤労者世帯のうち、夫婦二人(長子が小中学生)の世帯の年間収入階級別1世帯当たり支出額に基づき推計。現役世帯4に関する消費税については、単身男性勤労者世帯の年間収入階級別1世帯あたり支出額に基づき推計。

高齢者世帯1に関する消費税については、年間収入階級別夫婦高齢者世帯(65歳以上の夫婦のみの世帯)の支出統計に基づき推計。高齢者世帯2に関する消費税については、単身無職者女性世帯のうち年齢75歳以上世帯の1世帯当たり支出額に基づき推計。

ただし、統計上、非課税支出を含む支出項目の詳細が示されていない支出については、より詳細な支出項目の統計がある二人以上勤労者世帯の支出統計における支出割合を用いて推計を行っている。

(注11)2011年度の支給額は、年度前半は小学生1人当たり1.3万円／月、年度後半は小学生1人当たり1.0万円／月であり、2011年度と2016年度を比較した実際の影響は、試算額の1/2となる。

なお、2009年度までの児童手当は、小学生1人当たり0.5万円／月であるため、子ども手当(現在の児童手当)の創設以前と比べると、小学生2人の場合、年額12万円の給付増となる。

(注12)年金額は夫160万円、妻80万円で、妻の年金はすべて基礎年金(満額)というモデルを設定して試算。

(注13)年金額のうち、基礎年金が80万円(満額)、遺族厚生年金が100万円というモデルを設定して試算。

(注14)住民税非課税世帯と想定され、その場合、老齢基礎年金だけを受給している妻に年金生活者支援給付金(0.5万円×12=6.0万円)が支給される。

(注15)住民税非課税世帯と想定され、その場合、年金生活者支援給付金(0.5万円×12=6.0万円)が支給される。